

令和3年度 監査報告書

令和4年2月24日提出

第1 監査の内容

本監査は、壱岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める都市監査基準に準拠し、監査の実施方法等の監査計画を定め、壱岐市一般会計、特別会計及び水道事業会計の財務に関する事項について、地方自治法その他関係法の定める内容等に基づき監査した。

第2 監査の種類

定期監査【後期】

第3 監査の対象

令和2年度・令和3年度(12月末日まで)の壱岐市一般会計、特別会計及び水道事業会計

第4 監査の着眼点(重点項目)

- (1) 市単独の補助金・助成金について
- (2) 税(延滞金含む)・使用料等の収納状況及び未収金について
- (3) 資金前渡(光熱水費・電話料等)の処理状況について
- (4) 歳計外現金の取扱いについて
- (5) 現金及び金券類の取扱いについて
- (6) 工事及び委託契約の締結状況について
- (7) 繰越事業の発注等進捗状況について
- (8) 備品の状況について
- (9) 指定管理者制度導入施設について
- (10) 施設等の状況について
- (11) その他個別の事項について

第5 監査の実施内容

1. 監査基準日 令和3年12月末日
2. 実施期間 令和4年2月2日から令和4年2月8日までの4日間
3. 場所 西部開発総合センター青少年研修室、市役所芦辺庁舎第4会議室、現地監査対象の学校等各施設
4. 従事した監査委員 吉田 泰夫、斉藤 和秀、殿川 穂
5. 監査の手続 対象部署へ提出及び提示を求めた資料及び書類について、財務に関する事務の執行状況、事業の運営管理が法令等に適合し、正確かつ効率的に執行されているか、財務規則等の諸規程は遵守されているか、前回までの監査等で指摘した事項は、是正・改善されているか等に主眼をおき、関係職員からの説明又は報告を求め、関係諸帳簿及び証憑書類と照合、確認等の手続きをとり、試査により実施した。

6. 監査の実施日及び被監査部署

【 】内は現地監査

実施日	被監査部署
令和4年 2月2日	建設課、勝本支所、議会事務局、 【 学校給食センター 】、【 鯨伏幼稚園 】、【 勝本小学校 】
2月3日	上下水道課(水道事業会計含む)、家畜診療所、消防本部
2月7日	監査委員事務局、健康増進課、芦辺支所、 保険課(包括支援センター含む)、社会教育課(文化ホール含む)
2月8日	環境衛生課(クリーンセンター等含む)、教育総務課、 【 八幡保育所 】、【 八幡児童館 】、【 那賀事務所 】、 【 瀬戸幼稚園 】

第6 監査の結果

1. 意見

令和2年度及び令和3年度（12月末日まで）の財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業管理が、適法・適正かつ効率的に執行されているかについては、法令、条例等に違反する重大な事実は認められなかったが、一部事務処理手続き等に不備が見受けられたので、適正な事務処理の執行に努める必要がある。

また、今回は壱岐市補助金等検討委員会の提言内容を参考に、補助金・助成金について、対象部署内における取り組み状況等の説明を求めた結果、見直し等について検討されている部署が一部見受けられるが、十分とはいえない面もあるので、更なる検討が必要である。

2. 指摘事項

(1) 共通事項

- ① 各団体等へ交付している市単独補助金について、各団体から提出された収支決算書等の中で、目的に沿った支出となっているか判然としないものが見受けられる。
(各支部等へ任せきりにする、役員手当及び交際費等を含めて決算している等。) 内容を検証し、補助対象と対象外とを明確に区分し、適正な精算を行う必要がある。
- ② 延滞債権の回収整理で、長期延滞債権（1年を超え入金がないもの等。）に係る整理対策の取り組みが不十分である。時効にかかった債権で、弁護士相談を受けたが強制執行等の法的手段をとっても回収できない例も出てきており、債権の健全化となっていない。
特に市外転出者、時効完成分等の債権区分を行い、また債権管理班との協議を重ね、今後の方向性を出し、適時対策していくことが必要である。

(2) 部署別事項

【市民部】

《八幡保育所》

特筆すべき事項なし

《八幡児童館》

特筆すべき事項なし

【保健環境部】

《保険課》

- ① 後期高齢者医療保険料、介護保険料の未収金回収整理で、債務者との面談等を定期的に行い、特に現年度分の回収を徹底する必要がある。また、時効の期間も短いので、債権管理班との協議も十分に行い、回収整理の方策を検討する必要がある。
- ② 国民健康保険返納金未収金 181, 199 円の回収整理に努めること。
- ③ 歳計外現金の後期高齢者特別徴収保険料還付未済分 13 件 66, 600 円、介護保険料還付未済分 6 件 16, 500 円について、迅速に処理すること。

《健康増進課》

各団体等へ交付している補助金・助成金について、補助金の額より決算書の支出合計額が少ない団体、また、収支計算書で補助金残額の精算処理が不明瞭なものが見受けられる。活動内容等を検証し、適正に処理することが必要であると思料する。

《環境衛生課》

液肥散布車使用料未収金 219, 440 円、畜尿収集車使用料未収金 26, 660 円の回収をすること。

【農林水産部】

《家畜診療所》

病傷事故診療手数料未収金 44, 815 円、病傷事故外診療手数料未収金 533, 740 円、保険超過分（滞納繰越分）539, 854 円の回収整理に努めること。

【建設部】

《建設課》

- ① 延滞債権（住宅使用料等）の中で全く入金がないもの等がある。整理すべき債権の分類を行い、回収整理の方策を検討する必要がある。
- ② 市営住宅使用料未収金 61, 176, 175 円（うち滞納繰越分 28, 090, 995 円）、駐車場使用料未収金 3, 736, 300 円（うち滞納繰越分 1, 463, 300 円）の回収整理に努めること。

《上下水道課》

- ① 公共下水道及び漁業集落排水処理施設使用料で、長期固定化債権となり、全く入金のない債権が認められるので、回収整理の重要度等に基づき、債権

分類を行い、回収整理の方策を検討する必要がある。

- ② 公共下水道使用料未収金 3,930,284円（うち滞納繰越分 1,018,644円）、漁業集落排水処理施設使用料未収金 3,435,870円（うち滞納繰越分 672,880円）の回収整理に努めること。
- ③ 水道料金未収金 130,568,480円（うち滞納繰越分 77,206,500円）の回収整理に努めること。

【芦辺支所】

特筆すべき事項なし

【那賀事務所】

特筆すべき事項なし

【勝本支所】

特筆すべき事項なし

【議会事務局】

特筆すべき事項なし

【監査委員事務局】

特筆すべき事項なし

【教育委員会】

《教育総務課》

幼稚園預かり保育料未収金 4,800円、幼稚園副食費未収金 6,000円の回収をすること。

《社会教育課》

次のとおり、補助金・助成金の交付について、整備する必要があると思料する。なお、検討の折には自己負担金等がある団体もあるので考慮すること。

- ① 各団体等へ交付している補助金で、役員手当、交際費等を含め決算している団体と、一方ではそれらの費用を対象外として決算している団体がある。
- ② 補助金・助成金のみの収入で、収支残額が発生した場合、次年度繰越しとしている団体がある。
- ③ 補助金・助成金を支部等へ任せきりの状態で、支部等の活動内容が不明瞭な団体が見受けられる。
- ④ 収支決算書で、積立金、別会計等の科目で処理された団体もある。
- ⑤ 夜間照明施設基本料金補助金が、郷ノ浦管内の4地区公民館に交付されている。一部に繰越金が多額となっているので内容を精査し、適正な処理を行う必要があると思料する。

《学校給食センター》

特筆すべき事項なし

《勝本小学校》

特筆すべき事項なし

《鯨伏幼稚園》

特筆すべき事項なし

《瀬戸幼稚園》

特筆すべき事項なし

【消防本部】

特筆すべき事項なし